

建設現場における派遣労働者の業務範囲について

株式会社オネスト

■建設業務(派遣禁止業務)

労働者派遣法第4条第1項第2号において「労働者派遣ができない業務(派遣禁止業務)」とされている「建設業務」の範囲は次のように定められています。

ここでいう「建設業務」は、「土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの準備の作業に係る業務」をいうが、この業務は建設工場の現場において、直接にこれらの作業に従事するものに限られる。

また、派遣労働者が従事する業務の一部に「建設業務」に該当する業務が含まれている場合も違法な労働者派遣となるものである。

■建設現場における派遣労働者が出来る業務

建設現場の現場事務所での事務員、CADオペレーター、施工管理の業務などの「建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業」に直接従事しない業務。

ただし、施工管理業務などで派遣されてきた労働者が、空き時間等に資材置き場の整理や残材片付けなどをさせることは「建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業の準備の作業」に直接従事したものと見なされ、労働者派遣法違反となります。

■施工管理の業務範囲

土木建築等の工事についての施工計画を作成し、それに基づいて、

- ・工事の工程管理(スケジュール、施工順序、施工手順等の管理)
- ・品質管理(強度、材料、構造等が設計図書どおりとなっているかの管理)
- ・安全管理(従業員の災害防止、公害防止等)など

工事の施工の管理を行ういわゆる「施工管理業務」の範囲となります。

なお、請負業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者及び監理技術者については、建設業法の趣旨に鑑み、適切な資格、技術力等を有する者(工事現場に常駐して専らその職務に従事する者で、請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。)を配置することとされていることから、労働者派遣の対象とはならないものとされています。